

「仏暦二五五三年・周波数割当及びラジオ オ・テレビ・電気通信事業監督機構法令 (新電波法)」

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコク事務所編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

● 仏暦二五五三年・周波数割当及びラジオ・テレビ・電気通信事業監督機構法令（新電波法）

前文省略

第一条

本法令を「仏暦二五五三年周波数割当及びラジオ・テレビ・電気通信事業監督機構法令（ブララーチャバンヤット・オンゴーン・チャッドサン・クルーンクワームティー・レ・ガムカップ・プラゴーブキチャガーン・ウィタユグラチャーイシアン・ウィタユトーラタット・レ・キチャガーントーラコムナーコム）」と呼ぶ。

第二条

本法令は官報公示日の翌日から施行する。〔注／施行日は二〇一〇年一二月二〇日〕

第三条

仏暦二五四三年周波数割当及びラジオ・テレビ・電気通信事業監督機構法令を廃止する。

第四条

本法令において、

「周波数（クルーンクワームティー）」とは、300万メガヘルツ未満の波長を有し、導体なしに空間に波及する電磁波であるラジオ波またはヘルツ波を意味する。

「電気通信（トーラコムナーコム）」とは、周波数システム、有線システム、光システム、電磁システムもしくはその他のシステムによって記号、信号、文字、数字、映像、音声、コード、または意味を理解させることができるその他の物を送る、広める、または受けることを意味する。〔注／トーラコムナーコムは英語のテレコミュニケーションの訳語で遠隔通信を意味するが日本式に電気通信と訳す〕

「無線通信（ウィタユ・コムナーコム）」とは、周波数によって記号、信号、文字、数字、映像、音声、コード、または意味を理解させることができるその他の物を送る、広める、または受けることを意味する。

「ラジオ放送（ウィタユ・グラチャーイシヤン）」とは、一般人が直接受信できるため音声を送る、または広める無線通信を意味する。

「無線テレビ（ウィタユ・トーラタット）」とは、一般人が直接受信できるため映像と音声を送る、または広める無線通信を意味する。

「ラジオ放送事業（キチャカーン・グラチャーイシヤン）」とは、周波数システム、有線システム、光システム、電磁システムまたは何らかのシステム、もしくは複数のシステムを通じてかどうかを問わず、ラジオ事業、または公共ニュース送信サービスを提供する、

もしくはそのサービスを聴取できる受信機に伝える放送事業、またはコーソートーチャー（注／国家ラジオ・テレビ事業及び電気通信事業委員会）がラジオ事業と規定した同様のその他事業を意味する。

「テレビ事業（キチャカーン・トーラタット）」とは、周波数システム、有線システム、光システム、電磁システムまたは何らかのシステム、もしくは複数のシステムを通じてどうかを問わず、無線テレビ事業、または公共ニュース送信サービスを提供する、もしくはそのサービスを視聴できる受信機に伝えるテレビ事業、またはコーソートーチャー（注／国家ラジオ・テレビ事業及び電気通信事業委員会）がテレビ事業と規定した同様のその他事業を意味する。

「無線通信事業（キチャカーン・ウィタユコムナーコム）」とは、特定事業における電気通信上の目的のため周波数システムによって記号、信号、文字、数字、映像、音声、コード、または意味を理解させることができるその他の物の送受信である事業、または電気通信事業または放送事業についての法律に基づく電気通信事業、もしくはラジオ事業及びテレビ事業についての法律に基づくテレビ事業ではない特別事業を意味する。

「電気通信事業（キチャカーン・トーラコムナーコム）」とは、周波数システム、有線システム、光システム、電磁システムもしくはその他のシステム、またはいずれかのシステムもしくは複数のシステムによって記号、信号、文字、数字、映像、音声、コード、または意味を理解させることができるその他の物を送る、広める、または受けるサービス提供事業を意味するとともに、通信衛星サービス事業、またはコーソートーチャーが電気通信事業と規定したその他の事業も意味するが、ラジオ事業、テレビ事業及び無線通信事業である事業は意味しない。

「周波数規定表（タラーン・ガムノッド・クルーンクワームティー）」とは、コーソートーチャーが定めた要件下で使用するためのラジオ、テレビ、無線通信、電気通信及びその他の周波数領域の規定を意味する。

「周波数計画（ペーン・クワームーティーウィタユ）」とは、コーソートーチャーが定めた要件下で使用するためのラジオ事業、テレビ事業、無線通信事業、及び電気通信事業における周波数帯の規定を意味する。

「周波数割当（チャッドサン・クルーンクワームティー）」とは、コーソートーチャーが定めた要件下でラジオ放送局、テレビ局、無線通信局に対する周波数規定表または周波数計画に基づくラジオ波または周波数帯の利用許可を意味する。

「コミュニティ（チュムチョン）」とは、都市であるか田舎であるかを問わず居住地を同じくする住民グループを意味するとともに、共通する関心を有し、近接する、または連絡し合える場所に住む住民グループを意味する。ここに社会・文化面で関係接続したメリットを有し、合法かつ良俗な活動を共になし、継続的に活動、グループに代わって管理、及び意思表明することができる住民グループとする。

「基金（ゴントウン）」とは、公共に資するためのラジオ・テレビ事業及び電気通信事

業研究開発基金を意味する。

「委員（カマカーン）」とは、国家ラジオ・テレビ事業及び電気通信事業委員を意味する。

「係官（パナックガーンジャオナーティー）」とは、本法令に基づく執行のため国家ラジオ・テレビ事業及び電気通信委員会が任命した者を意味する。

第五条

内閣総理大臣を本法令の主務大臣とする。

第一章

国家ラジオ・テレビ事業及び電気通信事業委員会

第一節

委員の構成、資格及び禁止態様

第六条

国家ラジオ・テレビ事業及び電気通信事業委員会は略称を「コーソートチョー」とし、以下の11人の委員会によって構成する。

（一）ラジオ事業及びテレビ事業で業績または知識を有し、かつ専門性または経験を有する者それぞれ1人ずつ。

（二）電気通信事業で業績または知識を有し、かつ専門性または経験を有する者2人。

（三）ラジオ・テレビ事業及び電気通信事業監督に資する法律、経済学で業績または知識を有し、かつ専門性または経験を有する者がそれぞれ2人ずつ。

（四）消費者保護、または人の権利及び自由の振興で業績または知識を有し、かつ専門性または経験を有する者の中からラジオ・テレビ事業監督に資する者1人、電気通信事業に資する者1人。

（五）ラジオ・テレビ事業及び電気通信事業監督に資する教育、文化または社会開発で業績または知識を有し、かつ専門性または経験を有する者1人。

コーソートチョー事務局長を書記とする。

第七条

委員は以下の資格を有し、かつ禁止態様にあってはならない。

a、一般資格

（一）出生によるタイ国籍を有する。

（二）満35歳以上、満70歳以下である。

b、禁止態様。

（一）政治的地位に就いている者ではない。

- (二) 政党で何らかの地位に就いている者ではない。
- (三) 心神喪失者または精神耗弱者ではない。
- (四) 違法麻薬中毒者ではない。
- (五) 破産者ではない、または悪意の破産者であったことがない。
- (六) 裁判所により禁錮刑判決を受け、収監された者ではない。
- (七) 確定判決で違法行為を認定されたことがない。ただし過失罪、軽犯罪または名誉毀損罪である場合を除く。
- (八) 背任、重大な不行跡、または公務における不正及び不当行為とみなされたことにより官公庁、国の機関、国営企業、または民間機関から解任、免職、または強制退職させられたことがない。
- (九) 異常蓄財により裁判所の判決または命令で財産の国庫没収をされたことがない。
- (一〇) 憲法裁判所判事、選挙委員、国家オンブズマン、国家汚職防止取締委員、国家会計検査委員、または国家人権委員ではない。
- (一一) 上院議会により罷免決議を受けた者ではない。
- (一二) 第一〇条に基づく推薦を受ける前の1年以内に、または第一五条に基づく選出を受ける前の1年以内に、ラジオ・テレビ事業または電気通信事業を営む会社、もしくはパートナーシップ、その他の法人の取締役、マネージャー、顧問、従業員、株主またはパートナーではない、またはそうであったことがない。
- (一三) 政治的地位への就任を禁止されている期間ではない。

第八条

委員は、

- (一) 職位または職給を有する公務員であってはならない。
- (二) 国の機関、国営企業または地方公共団体の従業員もしくは被雇用者、及び国営企業または国の機関の委員もしくは顧問であってはならない。
- (三) 委員の地位における任務に直接または間接的に利害関係を有する、もしくは利益相反を有する職業や自営業を営んでいない。

第二節

互選方法による委員候補選定

第九条

第四節に基づき委員に選出される立候補者の推薦のために、以下の態様を有する協会、機関または団体は上院事務局に登録申請する権利を有する。

- (一) 法人登録してから5年以上経ったラジオ事業またはテレビ事業の職業協会。
- (二) 法人登録してから5年以上経った通信事業の職業協会。

(三) 法人で、かつコミュニケーション学、文学またはマスコミ学の学士課程レベルでの教育に5年以上携わる高等教育機関。

(四) 法人で、かつ通信に係る学科の学士課程レベルでの教育に5年以上携わる高等教育機関。

(五) 法人で、かつ法律学科の学士課程レベルでの教育に5年以上携わる高等教育機関。

(六) 法人で、かつ経済学科の学士課程レベルでの教育に5年以上携わる高等教育機関。

(七) 消費者保護または国民の権利・自由の振興の主目的を有し、法人登録後5年以上が経った非営利の民間団体。

(八) 教育、文化もしくは社会開発の主目的を有し、法人登録後5年以上が経った非営利の民間団体。

第一段に基づく職業協会は、職業に係る主目的を有し、ラジオ事業、テレビ事業もしくは通信事業の職業を営む者を会員に有していなければならない。

(一) (二) (七) 及び (八) に基づく登録申請の権利を有する協会または団体は、継続的な活動を有し、かつ明らかな業績を有する協会または団体でなければならず、複数の主目的を有する場合は、(一) (二) (七) 及び (八) のいずれかに基づく協会または団体として登録する。

上院事務局が第一段に基づく協会、機関または団体の登録を受け付けた後、事後に裁判所がその登録が不当との判定を下しても、その裁判所の判定日前になされた上院事務局の実施には影響を及ぼさない。

第一段に基づく登録申請を拒否された協会、機関または団体は行政裁判所に訴える権利を有するが、当該訴訟は本法令に基づく推薦または選出手続きの中止もしくは延滞事由とはならない。

第一段に基づく協会、機関または団体の登録は上院事務総長が布告規定した原則、方法及び要件に従う。

上院事務局は登録された協会、組織または団体の名を公示する。当該リストは上院事務総長が規定した要件に基づく変更があるまで使用することができる。

第一〇条

委員の選出及び任命が必要な事由がある時、上院事務局はラジオ、テレビ、印刷媒体及び電子媒体で7日間連続告知し、委員として選出されるにふさわしい者の推薦を望む第九条に基づき登録した協会、機関または団体は以下の原則に従い、上院事務総長が布告規定した期間内に被推薦人の承諾書とともに推薦する。

(一) 第九条 (一) に基づく職業協会及び第九条 (三) に基づく教育機関は、第六条 (一) に基づく者を協会または機関ごとに2人推薦する権利を有する。

(二) 第九条 (二) に基づく職業協会及び第九条 (四) に基づく教育機関は、第六条 (二) に基づく者を協会または機関ごとに2人推薦する権利を有する。

(三) 第九条(五)に基づく教育機関は、第六条(三)に基づく法律面で業績または知識を有し、かつ専門性または経験を有する者を機関ごとに2人推薦する権利を有する。

(四) 第九条(六)に基づく教育機関は、第六条(三)に基づく経済学で業績または知識を有し、かつ専門性または経験を有する者を機関ごとに2人推薦する権利を有する。

(五) 第九条(七)に基づく民間団体は、第六条(四)に基づく者を団体ごとに2人推薦する権利を有する。

(六) 第九条(八)に基づく民間団体は、第六条(五)に基づく者を団体ごとに2人推薦する権利を有する。

第九条に基づき登録した協会、機関または団体で、第一段に基づき推薦しなかった協会、機関または団体があったとしても、以後の選出を損なう事由とはならない。

第一一条

第一〇条に基づく期間が経過した時、上院事務局は推薦を受けた者の資格について、第七条及び第一〇条に定められたところに従っているかどうか調べる。推薦を受けた者で第七条または第一〇条に基づく資格がない者がいると判断すれば、その者を推薦した協会、機関または団体に、上院事務総長が定めた期間内に新たな推薦をなすよう通知する。当該期間が過ぎても当該協会、機関または団体が推薦しなかった場合、推薦の権利を放棄したものとみなす。

第一段に基づく、または第一〇条に基づく推薦期間が終了した時、推薦を受けた者が死亡した、または推薦承諾書を取り消した、もしくはどんな事由であっても資格を欠いた場合、上院事務局は以後の手続きをとる。このとき新たな推薦手続きをとらなくてもよい。

第一二条

推薦期間が終了した時、推薦を受けた者が第一三条(一)(二)(三)(四)及び(五)に基づく各カテゴリーの人数の2倍に達しない場合、上院事務総長は第一〇条に基づく期間が終了した日から30日間を超えない範囲で推薦期間を延長する。

第一段に基づく延長期間が終了し、推薦を受けた者が第一段に定めた人数を下回っている時は、総理府次官、国防省次官及び情報技術通信省次官が、第六条及び第七条に基づく資格を有し、かつ禁止態様のない候補者を第一段に定めた人数に基づき各カテゴリーごとに共同で推薦する。

第一三条

第一〇条、第一一条または第一二条に基づく推薦期間が終了した時、上院事務局は、以下の方法に基づき互選するため推薦を受けた者全員を会議に召集する。

(一) 第九条(一)に基づく職業協会から第一〇条(一)に基づき推薦を受けた者は、第六条(一)に基づく委員候補を2人互選する。このときラジオ事業で1人、テレビ事業

で1人とする。第九条（三）に基づく機関から第一〇条（一）に基づき推薦を受けた者は、第六条（一）に基づく委員候補を2人互選する。このときラジオ事業で1人、テレビ事業で1人とする。

（二）第九条（二）に基づく職業協会から第一〇条（二）に基づき推薦を受けた者は、第六条（二）に基づく委員候補を2人互選する。第九条（四）に基づく職業協会から第一〇条（二）に基づき推薦を受けた者は、第六条（二）に基づく委員候補を2人互選する。

（三）第一〇条（三）及び第一〇条（四）に基づき推薦を受けた者は、第六条（三）に基づく委員候補を8人互選する。このとき法律面で4人、経済学で4人とする。

（四）第一〇条（五）に基づき推薦を受けた者は、第六条（四）に基づく委員候補を4人互選する。このときラジオ事業及びテレビ事業監督面で2人、通信事業監督面で2人とする。

（五）第一〇条（六）に基づき推薦を受けた者は、第六条（五）に基づく委員候補を2人互選する。

選出にあたっての投票は上院事務総長が定めた原則及び方法に従い、最高票数を得た者から順に選出される。

第一段及び第二段に基づく者が選出された時、（一）（二）（三）（四）及び（五）に基づき選出を受けた者は、第六条（一）（二）（三）（四）及び（五）に基づく資格を有する者であるとみなし、最終的なものとする。ここに、当該選出は登録した協会、機関または団体が候補者を推薦するよう公示した日から90日以内に完了しなければならない。

第三節

選考方法による委員候補

第一四条

委員選定及び任命が必要な事由がある時、委員候補を選考する任務を果たす15人からなる委員選考委員会を一委員会設置する。その委員会は以下のように構成される。

- （一）国家人権委員会委員長。
- （二）国家経済社会諮問会議議長。
- （三）総理府次官。
- （四）国防省次官。
- （五）情報技術通信省次官。
- （六）国家電子コンピュータ技術センター所長。
- （七）エンジニア協会会長。
- （八）全国障害者協会会長。
- （九）タイ国コミュニケーション・マスコミュニケーション学会会長。
- （一〇）ラジオ・テレビ協会連合会長。

- (一) 民間開発団体連絡調整委員会委員長。
- (二) タイ会社取締役機関振興協会理事長。
- (三) ラジオ・テレビ報道協会会長。
- (四) 国家コミュニティラジオ連合会長。
- (五) 消費者団体連合会長。

委員長及び選考委員は委員に立候補する権利はなく、第一段に基づく組織は第二節に基づき委員として選出される候補者の推薦のために登録する権利がない。

選考委員会は1人の選考委員を選考委員会委員長として選び、もう1人の選考委員を選考委員会書記として選ぶ。

いずれかの地位の選考委員がいない場合、またはいても任務を果たせない場合、残りの選考委員が半分以上いれば、選考委員会は残りの選考委員によって構成される。

上院事務局は委員選考及び選定において事務局としての義務を果たす。

第一五条

本節に基づく委員会の選定において、上院事務総長は第六条に基づく資格を有する者の募集を告知し、ラジオ、テレビ、印刷媒体及び電子媒体で30日以上連続して一般に知らせる。

委員に応募する権利を有する者は第一〇条に基づく協会、機関または団体から推薦を受けた者であってはならない。

第一段に基づく期間が終了した時、選考委員会は委員としての資格を有する応募者から第六条(一)(二)(三)(四)及び(五)に基づく委員数の2倍の数でまず選出する。

選出の原則及び方法は上院事務総長が定めたところに従い、最多得点者から順に選出する。

第一三条第三段の内容を選考委員会による委員選出に準用する。

選出によって損害を被った者は行政裁判所に訴えることができるが、すでになされた実施の中止または停止の事由とはならない。ただし行政裁判所が別段の判決または命令を下した場合はその限りではない。ここに、行政裁判所の判決または命令により選出された者が資格を失う、もしくは禁止態様を有する、または非合法に選出を受ける結果をもたらした場合、その選出された者は裁判所の判決または命令のあった日から退任する。

第四節

委員の選定と任命

第一六条

第二節に基づく互選、及び第三節に基づく選考で選ばれた委員候補者を得た時、上院事務総長はその全員の名を一つの名簿にまとめる。選考で選出された候補者が第六条(一)

(二) (三) (四) 及び (五) に定めた委員数の2倍に達している場合、上院が審議、選出するため、第一三条及び第一五条に基づき名簿を受け取った日から30日以内に、当該人物の第六条に基づく適格性をはっきりと示した、または証拠を有する履歴と業績とともに名簿を上院議長に提出する。

第二節に基づく互選方法、または第三節に基づく選考方法による実施が第一三条第三段に基づく期間内に完了しない場合、上院事務総長は期間内に完了する方法をもって、上院が審議、選出するため、第一三条及び第一五条に基づく期限から30日以内に、当該人物の第六条に基づく適格性をはっきりと示した、または証拠を有する履歴と業績とともに名簿を上院議長に提出する。

第一七条

上院は第六条に基づく委員を得るために、名簿を受け取った日から60日以内に上院事務総長が提出した名簿から投票によって選出する。このとき最高得票数を得た者から順に選出する。ここに投票は秘密投票でなし、選出された者に結果を通知しなければならない。

第一段に基づく期間が経過しても第六条に基づく人数に達しない場合、上院議長は内閣総理大臣に通知し、内閣総理大臣は第六条に基づく委員を全員得るために名簿を内閣に提出し、審議、選出する。ここに内閣総理大臣が通知を受けた日から30日以内に選出を終えなければならない。

第一段または第二段に基づき委員として選出された者は、全人数が揃った日から15日以内に会議を開き、1人の委員長と2人の副委員長を選び、内閣総理大臣に結果を知らせ、内閣総理大臣は国王任命（勅任）のためにその結果を奏上する。

第一八条

第一七条に基づき選出された者が第八条（一）（二）または（三）に基づく禁止態様を有する場合、その者が選出を受けた日から15日以内に第八条（一）または（二）に基づく者であることを辞した、または第八条（三）に基づく職業を辞したことが信じられる証拠を示した時、内閣総理大臣は国王任命（勅任）のため奏上する。その者が期限内に辞さない場合、その者は委員として選出されなかったものとみなし、上院は上院事務総長が第一六条に基づき提出した名簿から新たに委員を選出する。

第五節

委員の任期及び退任

第一九条

委員の任期は国王による任命（勅任）日から6年とし、1期までとする。

任期に基づき退任する委員は、国王が新たな委員を任命するまで任にとどまる。

任期が終了する90日前までに上院事務局は新たな委員選出のため推薦があるように急ぐ。

第二〇条

任期に基づく退任のほか、委員は以下の時に退任する。

- (一) 死亡した。
- (二) 満70歳になった。
- (三) 辞任した。
- (四) 第七条に基づく資格を失った、または禁止態様にある。
- (五) 第八条に基づく違反行為をなした。
- (六) 上院が第二一条に基づき罷免を決議した。
- (七) 上院が憲法付属法の汚職防止取締法に基づき解職した。

(一) (二) または (三) に基づく委員の退任は奏聞のため国王に奏上する。(四) (五) (六) または (七) に基づく退任は国王による解任(勅免)のため奏上する。当該国王による解任(勅免)は資格を失った日、禁止態様になった日、違反行為をなした日、もしくは上院が罷免を決議した日、解職された日から効力を有する。

第一段に基づく場合があった時、残りの委員は以後も任務を果たし、コーソートーチャーは残りの委員により構成されるものとみなす。ただし残りの委員は6人以上であることを要する。

任期が切れる前に委員が退任した場合、代わりに任命された者の任期は前任者の残り任期と同じとし、その残り任期が3年に満たない場合、その者は再任を受ける権利を有する。

委員長または副委員長が第一段に基づき退任した場合、コーソートーチャーは一人の委員を委員長または副委員長に選ぶため会議を開き、その結果を内閣総理大臣に報告し、内閣総理大臣は委員長または副委員長の勅任のため国王に奏上する。

第二一条

下院議員または上院議員はそれぞれの議会の現有議員数の過半数をもって、重大な不行跡または背任のある委員に対する上院の罷免決議を上院議長に請求する権利を有する。

第一段に基づく上院の罷免決議は現有議席数の5分の3以上を要する。

第二二条

コーソートーチャーが法律の定めたところに基づき任務を果たさない時、以下の者はコーソートーチャー全体に対する上院の罷免決議を上院議長に請求する権利を有する。

- (一) 現有下院議席数の4分の1以上の下院議員。
- (二) 現有上院議席数の4分の1以上の上院議員。
- (三) 第一段に基づく行為により影響を受けたサービス利用者2万人以上。ここに上院

議長が定めた原則に従い上院議長に申し立てる。

第一段に基づく上院の決議は現有議席数の3分の2以上の票数を要する。その決議にあたっては第七二条に基づき職務追跡評価委員会の報告をあわせて審議する。

第一段に基づき委員会全体が退任する場合、新委員会が就任するまで必要なだけ任務を代行する。

第六節

委員会の会議と権限義務

第二三条

コーソートーチャーの会議、決議、任務遂行はコーソートーチャーが定めた規則に従う。

会議においていずれかの委員が利害関係を有する件について審議する場合、その委員は会議に参加する権利がない。

任務遂行においてコーソートーチャーは一人または複数の委員に代行を委任することができる。ただしコーソートーチャーは委員への委任をもって責任を否定することはできない。

第二四条

公共の利益に関係する、または影響を及ぼす件におけるコーソートーチャー、コーソートー（注／ラジオ・テレビ事業委員会）及びコートーコー（注／通信事業委員会）の任務遂行は、会議の決議をもってこれをなし、コーソートーチャー事務局の電子媒体を通じて、もしくはコーソートーチャーが定め、告示したところに基づくその他の方法で公衆に会議の内容と会議の決議結果について公開することを要する。

会議の内容にあるいずれかの件についての情報が公務情報法（情報公開法）で非公開と定められている形態にある場合、コーソートーチャーはその部分について情報の非公開を決議することができる。

第一段に基づく会議の内容と決議結果の公開は決議があった日から30日以内に公開しなければならない。ただし延期が必要な事由がある場合、15日以内で延長することができる。延期が必要な事由とその必要性について示さなければならない。

第二五条

委員は汚職防止取締法に基づく高位職者とし、刑法典に基づく公職員とする。

第二六条

委員長、副委員長及び委員は常勤とする。

委員長、副委員長及び委員は勅令で定めたところに基づき毎月報酬を受け取る。

委員長、副委員長及び委員は勅令で定めたレートを上回らない範囲で、出張費用を受け取ることができる。

第二七条

コーソートーチャーは以下の権限義務を有する。

(一) 周波数管理計画基本計画、国家周波数規定表、ラジオ・テレビ事業基本計画、通信事業基本計画、無線波計画及び通信番号計画を策定する。

(二) ラジオ事業、テレビ事業、無線通信事業及び電気通信事業で使用される周波数間の周波数割当を定める。

(三) ラジオ事業、テレビ事業、電気通信事業の形態及び種類を定める。

(四) ラジオ事業、テレビ事業、及び電気通信事業または無線通信事業における周波数及び無線機の使用を許可、監督し、許可、要件または当該許可の手数料に係る原則及び方法を定める。

(五) 同一種の事業間、及び異種の事業間の双方において、効率的で相互妨害のない周波数使用の原則を定める。

(六) サービス利用者が品質、効率性のある、迅速、正当、公正なサービスを受けるようにするためラジオ事業、テレビ事業及び電気通信事業の営業を許可し、監督し、許可、要件または当該許可の手数料に係る原則及び方法を定める。

(七) 通信番号使用を許可、監督し、許可、要件または当該許可の手数料に係る原則及び方法を定める。

(八) ネットワーク使用または接続の原則及び方法、並びにラジオ事業、テレビ事業及び電気通信事業における同種事業間及び異業種間のネットワーク使用料または接続料を定める原則及び方法を定める。このとき公共の利益を重視し、サービス利用者、サービス提供者及び投資家、もしくは通信事業提供者間に公正なものとする。

(九) ラジオ事業、テレビ事業及び電気通信事業手数料構造及びサービス料構造を定める。このとき公共の利益を重視し、サービス利用者、サービス提供者に公正なものとする。

(一〇) ラジオ事業、テレビ事業、電気通信事業、及び無線通信事業における技術面志向の標準及び形態を定める。

(一一) ラジオ事業、テレビ事業及び電気通信事業の競争における拘束となる行為、または不公正な行為を防止するための方策を定める。

(一二) 第五〇条に基づき遍く平等な電気通信サービスの普及があるよう施策を定める。

(一三) 事業者から不利を被らないように民衆の権利と自由を保護し、電気通信上の人の通信におけるプライベートな権利と自由を保護し、ラジオ事業、テレビ事業及び電気通信事業で使用される周波数へのアクセス、利用における民衆の権利自由及び平等性を振興する。

(一四) 国内及び国際間の周波数サービスに係る連絡調整。

(一五) 相互妨害のある周波数使用問題の判定及び解決。

(一六) ラジオ事業、テレビ事業及び電気通信事業の追跡検査及び助言。

(一七) ニュース受容の自由を妨げることになる、または民衆の多様なニュース受容を妨げるマスコミ相互間の、またはその他の者による周波数使用のラジオ事業及びテレビ事業の合併、媒体所持、または隠蔽の形態を定める。

(一八) 職業倫理の標準を策定し、職業倫理の標準の下に自主的に統制する義務を果たすよう、諸形態の組織であるラジオ事業、テレビ事業に係る許可書取得者、番組制作者及びマスコミュニケーション従事者のグループを振興する。

(一九) 第五八条に基づく規則または布告を制定する。

(二〇) コーソートーチャー事務局の年次支出予算、並びに第五二条に基づく基金納入金を認可する。

(二一) 基金運用委員会が第五五条に基づき提案したところに基づく基金の資金配分に係る検討及び承認。

(二二) 周波数運用、ラジオ事業、テレビ事業、電気通信事業、もしくは関係するその他の事業に係る件で、タイ王国政府と外国政府または国際機関間の交渉もしくは合意においてデータを提供し、協力する。

(二三) 周波数配分及び周波数に係るその他の実施、ラジオ事業、テレビ事業、電気通信事業に係る法律の制定、または法律の改定もしくは廃止のため内閣に提言する。

(二四) コーソートーチャーの権限義務に係る規則、布告または命令を出す。

(二五) 本法令またはその他の法律で規定されたところに基づくその他の実施。

(一七) に基づく合併、媒体所持または隠蔽の形態を定めるにあたって、コーソートーチャーは民衆及び関係者から意見を聴取する。

第一段に基づく権限の行使は、ラジオ及びテレビ事業法、電気通信事業法及び無線通信法と相反、矛盾しないようにこれをなさなければならない。

一般向けに施行する一連の規則、布告または命令は、官報で公示した時に施行することができる。

第二八条

コーソートーチャーは一般向けに効力を有するラジオ事業、テレビ事業、電気通信事業の監督に係る、もしくは事業の競争に係る、または民衆に重大な影響を及ぼす規則、布告または命令を出す前に、利害関係者及び一般民衆の意見を聴取するようにする。このとき意見を聴く件に係る由来、事由、必要性、重要部分の要約に係るデータ、要点を提供しなければならない。ここに意見聴取期間は30日以上とする。ただし緊急事由がある場合、または急ぐ必要がある場合は、コーソートーチャーはそれより短い意見聴取期間を定めることができる。

コーソートーチャー事務局は決定された意見、または当該意見に対するコーソートーチャー

ョーの検討結果からなる意見聴取結果の要旨とともに、以後の実施における事由と指針を記録し、当該記録をコーソートーチャー事務局の情報伝達ネットワークシステムを通じて公開する。

第二九条

ネットワーク使用料または接続料、本法令もしくはラジオ及びテレビ事業法、または電気通信事業に基づくラジオ事業、テレビ事業、電気通信事業の手数料もしくはサービス料について、コーソートーチャーは公共の利益及び消費者の負担、サービス提供コスト、採算性、効率的な資源配分を考慮する。

第三〇条

法律、規則、規定、布告またはコーソートーチャーもしくはコーソートーチャー事務局が民間との間に結んだ契約に基づき提出された民衆の請求または申し立てに係るコーソートーチャー、コーソートー、コートーコー、本法令に基づき設置されたその他の委員会及び小委員会、コーソートーチャー事務局長及びコーソートーチャー事務局の職員の任務遂行において、当該法律、規則、規定、布告または契約がその実施期間を特に定めていない場合、コーソートーチャーは実施完了までの期間を定め民衆に告知する。期間を定めなかった件については、その件を受理した日から15日以内に実施を完了する。

コーソートーチャー、コーソートー、コートーコー、本法令に基づき設置されたその他の委員会及び小委員会、コーソートーチャー事務局長及びコーソートーチャー事務局の職員が、相当の事由なく第一段に基づく期間に遅れて任務遂行した場合、いずれかの者に損害を及ぼせば、コーソートーチャー事務局はその者に対し損害賠償の責に任じ、その損害が意図的な行為または不作為、もしくは重大な不注意から生じたのであれば、その遅延の原因となったコーソートーチャー、コーソートー、コートーコー、本法令に基づき設置されたその他の委員会及び小委員会、コーソートーチャー事務局長及びコーソートーチャー事務局の職員に賠償金を請求する。

第三一条

ラジオ事業者、テレビ事業者、電気通信事業者から不利を被らないよう消費者を保護するため、コーソートーチャーは消費者に対し有利にならないようラジオ事業者、テレビ事業者、電気通信事業者を検査する義務を有する。ここにコーソートーチャーは、ラジオ事業及びテレビ事業における消費者保護、電気通信事業における消費者保護でコーソートーチャーの任務遂行に益する知識、専門性、経験を有する者で構成される二つの小委員会を設置する。小委員会は申し立てに係る件について検討、意見具申する権限義務を有し、コーソートーチャーが定めたところに基づきその他の任務を遂行する

ラジオ事業者、テレビ事業者、電気通信事業者が、コーソートーチャーが定めた方法に

よるかどうかを問わず、過度の利益となる、もしくは困苦を発生させる形態を有するネットワーク使用または広告によって、消費者に対し有利な実施をなした場合、コーソートーチャーは当該実施の中止を命じる権限を有する。

第三二条

人の電気通信における通信のプライバシー性、自由における権利を保護するために、コーソートーチャーは電気通信における個人データ、プライバシー権、通信の自由に係る電気通信サービス利用者の権利保護措置を定める権限を有する。

電気通信上の違法なデータ情報の盗聴、利用または公開による違法行為があった場合、コーソートーチャーが刑事訴訟法典に基づく被害者であるものとみなす。

電気通信事業の営業許可書取得者が第二段に基づく違法行為者である場合、またはその違法行為を知っていながら何もせず、相当の期間内に法律に基づく実施をしなかった場合、コーソートーチャーは電気通信事業営業許可書を使用停止にする、または取り消しを命じる権限を有する。

第三三条

コーソートーチャーは小委員会、作業部会を設置する、または係官に本法令もしくは委任に基づく任務遂行をさせる権限を有する。

小委員会委員及び作業部会は第七条（一）（二）（三）（四）（五）（六）（七）（八）（九）（一〇）及び（一一）に基づく禁止態様にあってはならない。

第三四条

本法令に基づく任務遂行において、コーソートーチャー、コーソートー、コートーコー、及び業績追跡評価委員会は、国の機関または何らかの者に事実関係を説明させる、証言させる、関係証拠書類を提出させる命令権限を有する。

第二章

事業監督

第一節

ラジオ事業及びテレビ事業委員会

第三五条

略称を「コーソートー」と呼び、以下から構成されるラジオ事業及びテレビ事業委員会を設置する。

（一）コーソートーチャーがコーソートーチャー副委員長から選出する委員長。

(二) コーソートーチョーが、コーソートーチョーの委員長または副委員長ではない委員から選出した委員4人。このとき第六条(三)に基づく委員が2人、第六条(四)に基づく委員が1人いなければならない。

第一段に基づく委員は同時にコートーコーの委員を兼任できない。

コーソートーチョーの事務局長はコーソートーチョー事務局の職員を書記、または必要に応じて書記補に任命する。

第三六条

第二三条の内容をコーソートの会議にも準用する。ただし定足数に係る部分については、コーソートの全委員の半数以上の出席をもって会議成立とする。

コーソートの委員が任期中に退任した場合、まだ3人以上の委員が残っていれば、残有委員が任務を続ける。

第三七条

コーソートーはラジオ事業及びテレビ事業に係る部分において第二七条(四)(六)(八)(九)(一〇)(一一)(一三)(一六)及び(一八)に基づきコーソートーチョーを代行する権限を有し、並びにコーソートーチョーが委任したその他の任務を果たす。

第二節

電気通信事業委員会

第三八条

略称を「コートーコー」と呼び、以下からなる電気通信事業委員会を設置する。

(一) コーソートーチョーがコーソートーチョー副委員長から選出する委員長。

(二) コーソートーチョーが、コーソートーチョーの委員長または副委員長ではない委員から選出した委員4人。このとき第六条(三)に基づく委員が2人、第六条(四)に基づく委員が1人いなければならない。

第一段に基づく委員は同時にコーソートの委員を兼任できない。

コーソートーチョーの事務局長はコーソートーチョー事務局の職員を書記、または必要に応じて副書記補に任命する。

第三九条

第三六条の内容をコートーコーの会議にも準用する。

第四〇条

コートーコーは電気通信事業に係る部分において第二七条(四)(六)(七)(八)(九)(一

○) (一一) (一二) (一三) 及び (一六) に基づきコーソートーチャーを代行する権限を有し、並びにコーソートーチャーが委任したその他の任務を果たす。

第三節

ラジオ事業及びテレビ事業の監督

第四一条

ラジオ事業またはテレビ事業のために周波数の使用を希望する者は本法令に基づき許可書を取得しなければならない。

許可書申請及び許可はコーソートーチャーが布告規定した原則、方法及び要件に従う。ただし営利事業の場合は第六段の規定に従う。

第一段に基づく周波数使用許可書の申請は、ラジオ事業及びテレビ事業法に基づくラジオ事業またはテレビ事業の営業許可申請であるものとみなし、コーソートーチャーが周波数使用を許可した時、ラジオ事業及びテレビ事業法に基づきラジオ事業またはテレビ事業の営業を許可したものとみなし、許可申請で示された無線通信機に係る部分について無線通信法に基づき無線通信機の使用と無線通信局設置の許可を得たものとみなす。

ラジオ事業及びテレビ事業のための周波数使用許可においては、教育、文化、国家安全保障及びその他の公益の面で国家レベル、地方レベル及び地域レベルにおける民衆の最高利益、並びに自由で公正な競争を考慮しなければならない、公益のために国の通信資源としてふさわしく諸事業における普及利用の分散の形でなさなければならない。

社会にとって創造的な内容を有するラジオ番組及びテレビ番組、または児童及び青少年のための番組を振興するために、コーソートーチャーは許可書取得者が目標グループにふさわしい時間に当該番組を放送するよう許可に当たって要件を定める。

ラジオ事業及びテレビ事業法に定められたところに基づく営利事業であるラジオ事業またはテレビ事業のために周波数使用を許可する場合、国家レベル、地方レベル及び地域レベルごとに分けて周波数入札方法による選定方法を使う。ここにコーソートーチャーが布告規定した原則、方法、期間及び要件に従う。

第六段に基づく周波数入札に参加する権利を有する者の資格規定においては、効率的で採算性のある周波数資源の配分における利益、拘束防止、自由で公正な競争の振興、効率的なサービス提供、消費者の負担、及び地方レベル、地域レベルの営利事業許可取得者の権利保護を考慮する。

すでに許可を得た周波数を妨害する、または重なるようなラジオ事業及びテレビ事業のための周波数使用許可はなすことができない。

第四二条

コーソートーチャーは第四一条に基づく許可書手数料を周波数使用許可書手数料及び営

業許可書手数料に分けて定める権限を有する。その手数料は許可書を受け取った時に支払わなければならない。ラジオ事業及びテレビ事業法に基づく許可書の種類に相当のレートで年ごとに支払わなければならない。ただし営利事業のための周波数使用許可書の手料は、第四一条第六段に基づく入札によって得られた金額を周波数使用許可手数料とみなし、許可書取得時に支払わなければならない。第五二条に基づく基金に納入する。

年ごとに支払わなければならない第一段に基づく手数料は、コーソートーチャーが効率的な周波数使用監督及び事業監督における支出を考慮して定め、全て合わせたレートで許可書取得者の費用を差し引く前の収入の2%以下とし、コーソートーチャー事務局の収入とする。

ラジオ事業及びテレビ事業法に基づく遂行の免除を全部または一部で受けた機関は、第一段に基づく手数料を支払わなければならないが、その機関の事業目的を考慮してコーソートーチャーが相当との判断に基づき減額することができる。

第四三条

ラジオ事業及びテレビ事業のための周波数使用許可書は、許可書取得者のみの権利であり、譲渡できない。

ラジオ事業またはテレビ事業のための周波数使用許可書の取得者は、自ら事業を営み、代わりに事業を営む権限を有する者として他者に全部もしくは一部の経営を委託する、または委譲を承諾することはできない。ただし一部の時間帯を他者にリースすることは、コーソートーチャーが定めた原則、方法及び要件に従えば、これをなすことができる。

第四四条

ラジオ事業またはテレビ事業のための周波数使用許可書の取得者で、コーソートーチャーが定めた期間内にその周波数使用の事業を営まなかった者、または目的外の周波数使用をした者、もしくは周波数使用事業の要件に従わなかった者、第二七条（一一）及び（一七）に定めたところに基づく禁止態様を有する行為をなした者、第四三条に従わなかった者に対して、コーソートーチャーは是正させる、またはその周波数使用許可書を全部もしくは一部取り消すよう命令する。

第四節

電気通信事業の監督

第四五条

電気通信事業のために周波数の使用を希望する者は本法令に基づき許可書を取得しなければならない。ここにコーソートーチャーが布告規定した原則、方法、期間及び要件に従い、第四一条第四段及び

第七段の内容を準用する。入札によって得た金額は費用を差し引いた後に、国の収入として納める。

第一段に基づく周波数使用許可書の申請は、電気通信事業法に基づく電気通信事業の営業許可申請であるものとみなし、コーソートーチャーが周波数使用を許可した時、電気通信事業法に基づき電気通信事業の営業を許可したものとみなし、許可申請で示された無線通信機に係る部分について無線通信法に基づき無線通信機の使用と無線通信局設置の許可を得たものとみなす。

コーソートーチャーは電気通信事業法に基づき営業許可書手数料を定める権限を有する。その手数料は年ごとに支払わなければならない、効率的な周波数使用監督及び事業監督における支出を考慮して定め、全て合わせたレートで許可書取得者の費用を差し引く前の収入の2%以下とし、コーソートーチャー事務局の収入とする。

第四六条

電気通信事業のための周波数使用許可書は、許可書取得者のみの権利であり、譲渡できない。

電気通信事業のための周波数使用許可書の取得者は、自ら事業を営み、代わりに事業を営む権限を有する者として他者に全部もしくは一部の経営を委託する、または委譲を承諾することはできない。

第四七条

電気通信事業のための周波数使用許可書の取得者で、コーソートーチャーが定めた期間内にその周波数使用の事業を営まなかった者、または目的外の周波数使用をした者、もしくは周波数使用事業の要件に従わなかった者、第二七条（一）に定めたところに基づく禁止態様を有する行為をなした者、第四六条に従わなかった者に対して、コーソートーチャーは是正させる、またはその周波数使用許可書を全部もしくは一部取り消すよう命令する。

第三章

計画策定の指針

第四八条

少なくとも以下の事項を有する周波数管理基本計画があるようにする。

- (一) タイ国が利用できる全ての周波数規定表に係る詳細。
- (二) 国際間の周波数に係る行動指針。
- (三) ラジオ事業及びテレビ事業、電気通信事業、並びにその他の事業での使用を定めた周波数に係る詳細。
- (四) 周波数の新たな配分または周波数使用の変更のための周波数返還における指針。

周波数管理基本計画は官報公示をもって施行することができ、周波数使用の許可及び全ての事業遂行における初期的原則及び要件として使う。

コーソートーチャーは周波数管理基本計画に基づく実施結果を追跡評価し、効率的な周波数管理及びテクノロジーの進歩と一致させるために当該基本計画を修正していかなければならない。

周波数基本計画の策定において、コーソートーチャーは民衆及び周波数を利用する事業者、関係する国の機関から意見を聴取し、検討にあたってのデータとする。ここに意見聴取の期間は30日以上とし、必要性に応じて国家安全保障面の利用を考慮し周波数管理基本計画を策定する。

第四九条

事業監督において、コーソートーチャーはラジオ事業及びテレビ事業基本計画、並びに電気通信事業基本計画を策定し、5年間の監督指針に使用する。当該計画は周波数管理基本計画と一致していなければならない、少なくとも開発指針及び事業者間の自由で公正な競争の振興、周波数使用許可と事業許可の指針がなければならない。ラジオ事業及びテレビ事業の部分においては、各事業許可エリアにおける周波数の20%以上をコミュニティ・サービスにおける公益、非営利のための民衆セクターの周波数使用に割り当てなければならない。

第一段に基づく基本計画の策定において検討の指針とするために、コーソートーチャーは関係する民衆、事業者、国の機関から意見を聴取する。ここに、意見聴取期間は30日以上でなければならない。

コーソートーチャーがいずれかの件で、第二段に基づく意見聴取で明らかになった民衆、事業者、または国の機関の意見と一致しないと決定を下した場合、コーソートーチャーは民衆、事業者、または国の機関に説明し、事由を示さなければならない。

第三段に基づく民衆、事業者、または国の機関で、コーソートーチャーが定めた基本計画がタイ王国憲法の規定に反すると判断した者は、行政裁判所に訴える権利を有する。このとき当該基本計画は行政裁判所設置・行政訴訟法に基づく規則であるものとみなす。

第一段に基づく基本計画は官報で公示された時にコーソートーチャー及び関係する国の機関を拘束する。

第五〇条

電気通信事業法に基づく基礎的電気通信サービス普及、社会サービスのために、コーソートーチャーは基礎的電気通信サービス普及と社会サービス計画を定める。その計画には少なくとも実施エリア、対象グループ、期間、実施費用見積もりがなければならない。

第一段に基づく計画の策定でコーソートーチャーは関係する他の国の機関と協議し、内閣が国会に表明した政策と一致させなければならない。

第一段に基づく電気通信サービス支援に使用する費用とするため、コーソートーチャーは電気通信事業の営業許可書取得者から聴取する額を布告規定する。

コーソートーチャーは当該サービス実施を可能とするため、許可書取得者の支援に用いる第五三条（四）に基づく基金からの金額を布告規定する。

第五一条

第四九条第一段に定めた割合に基づき民衆セクターが周波数を使用できるよう振興するため、コーソートーチャーは準備態勢のあるコミュニティをコミュニティ・サービス種のラジオ事業またはテレビ事業の営業許可書申請資格がある者とし、収入を得るための振興、並びにクオリティを有するコミュニティ・サービス事業者を支援するにあたっての原則及び方法を定める。ここに、関係する民衆及び国の機関から意見を聴取するようにする。

コミュニティ・サービス事業者の収入は寄付、放送局助成からの収入、または広告ではないその他の収入、もしくはラジオ事業、テレビ事業からの収入でなければならない。

クオリティを有するコミュニティ・サービス事業者の支援は、特定の番組支援ではない放送局運営への助成でなければならない、その助成はコミュニティ・サービス事業者の全収入の半分以下とし、各期における助成金の配分のため、助成金支払いにおいてサービス提供の質及び効率性の評価があるようにする。

第四章

公益のためのラジオ事業、テレビ事業及び電気通信事業研究・開発基金

第五二条

以下の目的を有し、「公益のためのラジオ事業、テレビ事業及び電気通信事業研究・開発基金」と呼ぶ基金をコーソートーチャー事務局内に設置する。

（一）民衆がラジオ事業、テレビ事業、電気通信事業面のサービスを遍く利用できるようにし、コミュニティ及び第五一条に基づくコミュニティ・サービス事業者を振興する。

（二）通信資源開発、ラジオ事業、テレビ事業、電気通信事業の研究・開発、並びにメディア知覚能力、周波数使用技術、情報技術、身障者、高齢者または機会に恵まれない者に対する利便性技術、電気通信産業及び関連産業を振興、支援する。

（三）ラジオ事業、テレビ事業、電気通信事業、情報技術面の人材開発、並びにラジオ事業及びテレビ事業法に基づく職業倫理上の標準作成義務を有する機関の業務を振興、支援する。

（四）ラジオ事業、テレビ事業、電気通信事業面で消費者を支援、振興、保護する。

（五）安全及び創造的なメディア開発基金への資金配分により、安全及び創造的なメディア開発基金法に基づく遂行を支援する。

第五三条

第五二条に基づく基金は以下からなる。

- (一) 政府が配分した原資。
 - (二) 第四一条第六段に基づく周波数入札から得た資金。
 - (三) 第六五条第二段に基づき配分を受けた資金。
 - (四) ラジオ事業及びテレビ事業法、並びに電気通信事業法に基づき基金に送金された資金。
 - (五) 本法令、及びラジオ事業及びテレビ事業法、並びに電気通信事業法に基づく行政罰上の罰金。
 - (六) 基金を積み増すために寄贈された資金または財産。
 - (七) 第九一条に基づき譲受した資金及び財産。
 - (八) 基金の利息及び収入、並びにラジオ事業、テレビ事業、電気通信事業面の研究・開発からの利用報酬による利得。
 - (九) 基金に帰するその他の資金及び財産。
- (四) 及び (七) に基づく資金は第五二条 (一) に基づく目的にのみ使用することができる。

いずれかの事業から得た (四) に基づく資金は、その事業のためにのみ使用することができる。ただしラジオ事業及びテレビ事業から得た資金はラジオ事業またはテレビ事業のために使用することができる。

第五四条

以下から構成される基金運営理事会を設置する。

- (一) コーソートーチャー委員長を理事長とする。
 - (二) 総理府次官、国家経済社会開発委員会事務局長、主計局長、及び国家電子・コンピュータ技術センター所長を地位による理事とする。
 - (三) (一) 及び (二) に基づく理事により選出された、ラジオ・メディアの人材及び職業開発面で知識、経験を有する有識者 1 人、同様にテレビ・メディアの有識者 1 人を理事とする。
 - (四) (一) 及び (二) に基づく理事により選出された、基礎的電気通信サービス普及面または遠隔地での電気通信サービス提供面、並びに機会に恵まれない者への電気通信サービス提供面で知識、経験を有する有識者 1 人を理事とする。
 - (五) (一) 及び (二) に基づく理事により選出された、消費者の権利保護面、並びに民衆の権利・自由振興面で知識、経験を有する有識者 1 人を理事とする。
 - (六) (一) 及び (二) に基づく理事により選出された、身障者及び機会に恵まれない者の権利振興・保護面で知識、経験を有する有識者 1 人を理事とする。
- コーソートーチャー事務局長を理事兼書記とし、コーソートーチャー事務局長はコーソ

ートーチャー事務局の職員を書記補に選任する。

第一段（三）（四）（五）及び（六）に基づく理事は、第七条b（一）（二）（三）（四）（五）（六）（七）（八）（九）（一〇）及び（一一）に基づく禁止態様になく、任期を1期3年とし、2期を超えて再任されることはできない。

第二三条を基金運営理事会の会議に準用する。

第五五条

基金運営理事会は基金運営で権限義務を有し、コーソートーチャーの承認を求めて第五二条の目的に基づく支出のための資金配分に係る見解をコーソートーチャーに具申する。コーソートーチャーが異なる見解を有する場合、コーソートーチャーは事由を有していなければならない。

基金運営理事会は、資金配分及び第一段に基づく実施に係る詳細を、コーソートーチャー事務局の電子メディアを通じて民衆に公開する。このとき基金からの資金配分を申請する者及び配分を受ける者、並びに全ての配分を受けた金額に係るデータを示さなければならない。

資金保管、支出、会計作成及び会計制度は基金運営理事会が定めた規則に従う。

第五章

国家ラジオ事業・テレビ事業及び電気通信事業委員会事務局

第五六条

略称を「コーソートーチャー事務局」と呼ぶ法人であるところの国家ラジオ事業・テレビ事業及び電気通信事業委員会事務局を設置する。コーソートーチャー事務局は国家公務運営規則法に基づく官公庁、及び予算法またはその他の法律に基づく国営企業ではない国の機関としての地位を有し、コーソートーチャー委員長の監督下に置かれる。

コーソートーチャー事務局の事業は労働保護法、労働関係法、社会保険法、及び労災補償金法の適用下に置かれない。

第五七条

コーソートーチャー事務局は以下の権限義務を有する。

（一）コーソートーチャー事務局の収入受取り及び支出の責に任じる。

（二）コーソートーチャーの認可を求め提出するためにコーソートーチャー事務局の年次歳出予算を作成する。コーソートーチャー事務局の年次歳出はコーソートーチャー、コーソートー、コートーコー、及びコーソートーチャー事務局の権限義務に基づく実施に係る支出も意味する。

（三）周波数使用の検査及び追跡。

(四) 周波数使用、ラジオ事業、テレビ事業及び電気通信事業の営業に係る申し立てを受理、及び審査し、問題を検査、解決する、またはコーソートーチャーが定めた原則に基づきコーソートーチャーに意見を具申する。

(五) 周波数、周波数使用、ラジオ事業、テレビ事業及び電気通信事業の営業に係るデータを収集、分析する。

(六) コーソートーチャー、コーソートー、コートーコー、及び基金運営理事会の事務の責に任じる。

(七) コーソートーチャー、コーソートー、及びコートーコーの委託に基づくその他の業務。

第五八条

コーソートーチャーは以下の件を含む、コーソートーチャー事務局の一般運営、人事、予算、財務・財産、及びその他の業務に係る規則または告示を制定する権限を有する。

(一) コーソートーチャー事務局の内部業務、及び当該職務範囲の割り振り。

(二) コーソートーチャー事務局長、コーソートーチャー事務局の職員及び雇員の職位、月給レート、及びその他報酬、並びに本法令に基づくその他委員及び小委員会委員の報酬・費用の規定。

(三) 採用及び任命、昇給降格、雇用契約延長の原則のための選考または知識経験の評価、並びに選考、評価に落ちた場合の補償金支払い。

(四) 人事管理、規律・不服申し立て・苦情の訴えでの手続き。

(五) 代理及び代行。

(六) コーソートーチャー事務局の職員及び雇員の制服の制定。

(七) コーソートーチャー事務局の任務遂行に資する特定領域の専門家の雇用及び任命。

(八) コーソートーチャー事務局の予算、財産及び資材の管理運用。

(九) 福祉またはその他の福利厚生。

第一段に基づく規則及び告示は委員長が署名人となり、官報で公示した時に施行することができる。

第五九条

コーソートーチャー事務局は、情報ネットワークシステムまたはその他の方法でコーソートーチャー及びコーソートーチャー事務局の業務に係る情報データを公開し、民衆に知らせる。このとき少なくとも以下の情報データを公開する。

(一) 全ての許可書取得者の営業許可書と定められた要件。

(二) 第六五条に基づくコーソートーチャー事務局の月ごとの収入の概要。

(三) コーソートーチャー及びコーソートーチャー事務局の月ごとの業務支出の概要。

(四) コーソートー、コートーコー委員、小委員会委員、及び顧問の個別の報酬レート

の詳細。

(五) 外部機関を雇用して実施した研究結果及びその他結果。

(六) 消費者及び許可書取得者の申し立ての内容、審査状況及び結果、並びに審査中の件数。

(七) コーソートーチャー事務局の調達、雇用と関連契約の詳細及びその結果。

第六〇条

コーソートーチャー事務局は、コーソートーチャー事務局の業務の責に任じ、委員長に直属し、コーソートーチャー事務局の職員及び雇員を指揮するコーソートーチャー事務局長を1人有する。

コーソートーチャー事務局の外部者に係る事業において、コーソートーチャー事務局長はコーソートーチャー事務局を代表する。このためにコーソートーチャー事務局長はいずれかの者に特定の任務遂行を代行させる権限を有する。ここにコーソートーチャーが官報公示により定めた規則に従う。当該規則はコーソートーチャー事務局長がいずれかの者に権限委譲できない態様を定めることができる。

第六一条

委員長はコーソートーチャーの承認をもってコーソートーチャー事務局長を任命及び罷免する。

コーソートーチャー事務局長は任命日に満35歳以上でなければならない、第七条に基づく資格及びコーソートーチャーが定めたその他の資格を有し、かつ禁止態様にあってはならない。

第六二条

コーソートーチャー事務局長は任命日から5年の任期を有し、再任されることができ、2期を超えて就任することはできない。

第六三条

第六二条に基づく任期に基づく以外に、コーソートーチャー事務局長は以下の時に退任する。

(一) 死亡した。

(二) 満60歳になった。

(三) 辞任した。

(四) 破産者になった。

(五) 確定判決で禁錮刑を受けた。

(六) 第六一条第二段に基づく資格を欠いた、または禁止態様にある。

(七) コーソートーチャーが全委員数の3分の2以上の票数をもって背任、不行跡、能力欠如、または任務を果たせないことを理由に解任を決議した。

第六四条

コーソートーチャー事務局長及びコーソートーチャー事務局の職員は、憲法付属法である汚職防止取締法に基づく国の職員とする。

コーソートーチャー事務局の職員はコーソートーチャーが定めた規則に基づく資格を有し、かつ禁止態様にあつてはならず、ラジオ事業、テレビ事業または電気通信事業を営む会社、パートナーシップ、もしくはその他の法人における取締役、マネージャー、経営者、顧問、従業員、株主、パートナーであつてはならない。

コーソートーチャー事務局長は憲法付属法である汚職防止取締法に基づく高官とする。

本法令に基づく任務遂行において、コーソートーチャー事務局長、コーソートーチャー事務局の職員は刑法典に基づく公務員とする。

第六五条

コーソートーチャー事務局は以下の収入を有する。

(一) 第四二条第二段及び第四五条第三段に基づく周波数使用許可書手数料、及び営業許可書手数料。

(二) コーソートーチャー及びコーソートーチャー事務局の権限義務に基づく業務により生じた収入または利得。

(三) コーソートーチャー事務局の資産からの収入。

(四) コーソートーチャー事務局の業務に使用するためにコーソートーチャーが定めた規則に基づきコーソートーチャー事務局に寄付された資金及び財産。

(五) 政府が配分した一般助成金。

(一) 及び (二) に基づくコーソートーチャー事務局の収入は、コーソートーチャー事務局の効率的な業務での支出、必要な諸経費、第五二条に基づく基金及び国家教育法に基づく教育技術開発基金への拠出のための配分金を控除した後、残金を国家収入として納める。

コーソートーチャー事務局の収入がコーソートーチャー事務局の効率的な業務での支出、必要な諸経費に足りない額しかなく、他の資金源を見つけることができない場合、国はコーソートーチャー事務局に対し必要な額を国家予算から配分する。

第六六条

第六五条に基づきコーソートーチャー事務局に国家予算を配分するために、コーソートーチャー事務局は年次歳出予算法案または補正予算法案にコーソートーチャー事務局への一般助成金配分を含めるよう内閣に予算年ごとに支出予算を提案する。内閣は年次歳

出予算法令案または補正予算法令案の国会提出もしくは審議にあたり、コーソートーチャー事務局の予算配分に意見を付すことができる。下院議会または上院議会は審議のためコーソートーチャー事務局長に説明を求めることができる。

第六七条

第六五条（一）（二）または（三）に基づくコーソートーチャー事務局の収入から購入した、もしくは交換したことにより取得した、または（四）に基づく寄付されたコーソートーチャー事務局の不動産は、コーソートーチャー事務局の所有権に帰する。

コーソートーチャー事務局が占有する国有財産法に基づく国有財産である不動産は、コーソートーチャー事務局がコーソートーチャーが定めた規則に従い、占有、管理、保全、使用及び利得追求で権限を有する。

コーソートーチャー事務局の資産は強制執行における責に任じられない。

第六八条

コーソートーチャー事務局の会計は、会計士評議会の標準に基づく世界基準に従い作成し、コーソートーチャーが定めた規則に基づきコーソートーチャー事務局の財務、会計、物品管理に係る内部監査があるようにする。

第一段に基づく内部監査において、内部監査で知識、能力を有し、第七条及び第八条に基づく資格を有し、かつ禁止態様がない有識者からコーソートーチャーが任命する3人以上5人以下からなる内部監査委員会を設置する。コーソートーチャー事務局は、内部監査委員会の権限義務に基づく業務を支援する職務を果たすため、内部監査委員会に直属する内部監査人が相当数いるようにする。

内部監査委員会は任務遂行で独立性を有し、コーソートーチャー、コーソートーチャー事務局長及びコーソートーチャー事務局の職員は内部監査委員会及び内部監査人求めに応じて便宜を供する。

内部監査委員会は180日ごとにコーソートーチャーに監査結果を通知する。

内部監査委員会の任期、退任、会議はコーソートーチャーが定めた規則に従う。

第六九条

コーソートーチャー事務局は貸借対照表、損益計算書、業務報告書を作成し、会計年期末日から60日以内に会計監査人に送付する。

毎年、国家会計検査院が会計監査人となり、コーソートーチャー事務局の支出及び資産使用を評価し、支出の実効性を分析するとともに、当該支出が目的に沿ったものであるか、目標にどれだけ到達しているのか意見を示し、その結果を記録し、コーソートーチャー、内閣及び国会に提出する。

コーソートーチャー事務局は憲法付属法である国家会計検査法に基づき検査を受ける機

関とする。

第六章

業績及び経営の追跡、検査、評価

第七〇条

以下の資格を有する委員長1人、委員4人からなる業務追跡・評価委員会を設置する。

(一) ラジオ事業及びテレビ事業面で実績または知識を有し、専門性または経験を有する者1人ずつ。

(二) 電気通信事業面で実績または知識を有し、専門性または経験を有する者1人。

(三) 消費者保護面で実績及び経験を有する者1人。

(四) 民衆の権利及び自由面で実績及び経験を有する者1人。

上院議長は、上院議会で選出するために第一段に基づく委員数の二倍の人数の被推薦人から委員を選出する。ここに上院議長が定めた原則、方法に従う。

委員として選出された者は会議を開き、一人を委員長に互選する。

第七一条

業務追跡・評価委員は3年の任期を有し、2期連続の就任はできない。

第一段に基づく委員はコーソートーチャー、コーソートー、コートーコーの委員、小委員会員、コーソートーチャーの事務局長、職員または雇員を兼任することはできず、第七条、第八条及び第二〇条(一)(三)(四)及び(五)の内容を準用する。

業務追跡・評価委員が任期に基づく退任以外の事由で退任した場合、残りの委員は引き続き任務を遂行し、残りの委員で業務追跡・評価委員会が構成されるものとみなす。ただし残りの委員が3人に達しない場合はその限りではない。会議及び決議の方法は業務追跡・評価委員会が定めた規則に従う。

業務追跡・評価委員の選考及び任務遂行における報酬及びその他費用は、コーソートーチャーが定めた規則に従う。

第七二条

業務追跡・評価委員会はコーソートーチャー、コーソートー、コートーコー、コーソートーチャー事務局及びコーソートーチャー事務局長の業績及び運営を追跡、検査、評価し、会計年度末日から90日以内にコーソートーチャーに報告する権限義務を有する。コーソートーチャーは第七六条に基づくコーソートーチャーの年次業績報告とともに当該報告を国会に提出し、コーソートーチャー事務局の情報ネットワークシステムまたは相当と判断したその他の方法で当該報告を民衆に公開する。

第一段に基づく評価は事実関係及び諸データの基礎の上に利害関係者の意見も聴取してな

されなければならない。

委員会はデータ収集、分析、評価で専門性を有する機関または団体に報告作成を委託することができる。

第七三条

第七二条に基づく報告には少なくとも以下の内容がなければならない。

(一) コーソートーチャー、コーソートー、コートーコー、コーソートーチャー事務局及びコーソートーチャー事務局長の業績。

(二) 意見及び提案とともに、効率的な任務遂行及び政府の政策との一致性に係る部分におけるコーソートーチャーの権限義務に基づく遂行の事実関係または観点の報告。

(三) 第七六条に基づきコーソートーチャーが作成した年次報告書に係る意見。

(四) コーソートーチャー、国会に報告すべき、または民衆に知らせるべきその他の件。

コーソートーチャー、コーソートー、コートーコー、コーソートーチャー事務局及びコーソートーチャー事務局長は業績追跡・評価委員会に対し、その求めに応じて協力し、便宜を供する。

第七章

政府及び国会との関係

第七四条

権限義務に基づく業務においてコーソートーチャーは内閣が国会に所信表明した政策と一致させなければならない。

第七五条

周波数管理、ラジオ事業、テレビ事業、電気通信事業、または関連事業でタイ王国政府と外国政府または国際機関との間で交渉もしくは合意がなされなければならない場合、コーソートーチャー及びコーソートーチャー事務局は政府の求めるところに従いデータ提供及び協力する義務を有する。

第七六条

コーソートーチャーは周波数管理、ラジオ事業、テレビ事業、電気通信事業面における年次業績報告書を作成する。当該報告書には周波数管理、周波数配分、ラジオ事業、テレビ事業、電気通信事業の営業に係る計画及び業績、詳細、並びに将来計画を示し、会計年度末日から120日以内に内閣及び国会に提出し、民衆に公開しなければならない。

第一段に基づく年次業績報告書には少なくとも以下の内容がなければならない。

(一) 定められた計画またはプロジェクトと比較した時にすでに経過した年のコーソー

トーチャーの業績。

(二) 次年度の計画、プロジェクト及び予算計画。

(三) 財務諸表、会計監査人の報告、内部監査報告。

(四) 民衆にとって重要なラジオ事業、テレビ事業、電気通信事業の営業における問題と障害。

(五) 民衆にとって重要な電気通信サービスの品質と料金。

(六) 消費者の訴えの審査における効率性と実効性。

(七) 第五二条に基づく基金の効率性と実効性。

(八) ラジオ事業、テレビ事業、電気通信事業の営業における市場の競争状況に係る報告、並びに国及び民衆の利益に影響を及ぼす、直接的、間接的な事業隠蔽の形態を有する行為に係る観点。

内閣総理大臣、下院議会及び上院議会はコーソートーチャーまたはコーソートーチャー事務局長に特定の件についての業務に関し、文面または口頭で説明を求めることができる。

第八章

罰則規定

第七七条

ラジオ事業者、テレビ事業者または電気通信事業者で、第三条第二段に基づく命令を受けながら従わなかった者について、コーソートーチャーは500万バーツ以下の罰金、及び命令に従わなかった期間にわたって一日につき罰金10万バーツの行政罰を課す権限を有する。

第七八条

第四条第一段または第四五条第一段に基づき許可を得ずにラジオ事業、テレビ事業または電気通信事業のために周波数を使用した者は、仏暦二五五一年ラジオ事業及びテレビ事業法の第六六条、もしくは仏暦二五四四年電気通信事業法の第六七条に基づく違反について規定されたところの罰に処する。

第七九条

コーソートーチャー事務局の職員、またはコーソートーチャーの権限行使者で、本法令に違反して、もしくは本法令に従わない周波数使用があることを知りながら、または通報を受けながら、本法令に基づく執行をせず、刑法典の第一五七条に基づく違法行為ではない行為をなした、もしくは行為をなさなかった者は、3年以下の禁錮、もしくは6万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

経過規定

第八〇条

本法令に基づくコーソートーチャーの任命がまだなされていない間、仏暦二五四三年周波数割当及びラジオ事業・テレビ事業・電気通信事業監督機構法令に基づき任命された国家通信事業委員会が、本法令に基づくコーソートーチャーの地位において引き続き任務を果たす。ただしラジオ事業及びテレビ事業法に基づくラジオ事業とテレビ事業に係る部分においては当該法律に従う。

コーソートーチャーが任命された時、第一段に基づく国家通信事業委員会は離任する。

第八一条

仏暦二五五一年ラジオ事業及びテレビ事業法令に基づく委員会、仏暦二五四四年電気通信事業法令に基づく委員会、及び仏暦二五五一年国家公共放送機構法令の第六一条に基づく国家公共放送事業委員会は、本法令に基づくコーソートーチャーを意味する。

通信電波法に基づく大臣、郵便電信局長及び許可書発行官の権限義務は、本法令に基づくコーソートーチャーの権限義務であるものとする。

第八二条

コーソートーチャーが任命された時、本法令の施行日にラジオ事業、テレビ事業、電気通信事業のために周波数の割当を受けていた、または周波数を使用していた官公庁、国営企業、政府機関または何らかの者は、コーソートーチャーが定めた原則及び期間に従って、周波数使用の詳細に加え、周波数保持における必要性の事由をコーソートーチャーに知らせる義務を有する。

第一段の手續きにおいて官公庁、国営企業及び政府機関は許可、事業権または契約、並びにその許可、事業権、契約に基づく契約期間、事業権料、諸報酬に係る詳細をコーソートーチャーが定めた原則及び方法に従いコーソートーチャーに通知する。コーソートーチャーはその許可、事業権、契約の合法性を検査し、データ及び検査結果を公衆に公開する。

第八三条

本法令の施行日にラジオ事業、テレビ事業のため合法的に周波数の割当を受けた者、または周波数を使用していた者で第八二条に従った者は、本法令に基づきコーソートーチャーから許可を得たものとみなし、コーソートーチャーは第三段に基づき周波数を返還するまで、その周波数割当を受けた者、または周波数使用者が本法令、その他の法律、並びにコーソートーチャーが定めた原則に従うよう監督する。

第四三条の内容は、周波数の割当を受け、合法的な許可、事業権または契約をもって他者に事業を営ませている官公庁及び国営企業には適用せず、許可、営業権または契約を得

た者はその許可、事業権、契約に基づく残りの期間のみ事業を営むことができる。

コーソートーチャーは第四八条に基づく周波数管理基本計画に定められたところに従い周波数を新たに配分する、または周波数使用を修正するために、公共の利益及び営業及び周波数使用の必要性を考慮して、周波数割当を受けた者または周波数使用者が周波数を返還するにあたっての明瞭な期間を定める。ここに第八二条に基づき通知を受けた周波数保持における必要性の事由を検討する。

第八四条

本法令の施行日に電気通信事業のために合法的に周波数の配分を受けた者、または周波数を使用していた者で、第八二条に従った者は本法令に基づきコーソートーチャーから許可を得たものとみなし、コーソートーチャーは第四段に基づき周波数を返還するまで、その周波数割当を受けた者、または周波数使用者が本法令、その他の法律、並びにコーソートーチャーが定めた原則に従うよう監督する。

第四六条の内容は、周波数の割当を受け、合法的な許可、事業権または契約をもって他者に事業を営ませている国営企業には適用せず、許可、営業権または契約を得た者はその許可、事業権、契約に基づく残りの期間のみ事業を営むことができる。

本法令の施行日から3年が経過した時、国営企業は民間との共同事業もしくは国の事業への参入についての法律に基づき国営企業がなした第二段に基づく許可、事業権または契約より得た部分の収入について、事業がなされたのが全部もしくは一部に関わらず、以下の費用を控除した残りをコーソートーチャーに納入し、コーソートーチャーは当該金額を国家収入とする。

(一) 営業許可書手数料のうち許可、事業権、契約によって生じた基礎的収入から数えられる部分。

(二) 基礎的電気通信サービスの普及支援のための費用、及び政府の政策及び第五〇条に基づく社会サービスのための費用のうち許可、事業権、契約によって生じた基礎的収入から数えられる部分。

(三) 財務省が定めたところに基づく許可、事業権、契約に基づく業務により生じた費用。

コーソートーチャーは第四八条に基づく周波数管理基本計画に定められたところに従い周波数を新たに配分する、または周波数使用を修正するために、周波数割当を受けた者または周波数使用者が周波数を返還するにあたっての明瞭な期間を定める。このとき第八三条第三段の内容を準用する。

第八五条

第四九条の規定のうち民衆セクターに20%以上のテレビ事業における周波数を使用させる部分は、コーソートーチャーがデジタル・システムにおける電波送受信システムの利

用を告示するまで適用しない。

コーソートーチャーは、コーソートーチャーが設置された時から1年以内に、第四八条に基づく周波数管理基本計画があるようにする。当該計画ではデジタル・システムにおける電波送受信システムへの変更時期、及び民衆セクターのテレビ事業における周波数使用に係る時期の規定がなければならない。

周波数管理基本計画の使用の告示後、デジタル・システムにおける電波送受信システムの使用の告示がまだなされていない期間、コーソートーチャーは配分に十分な周波数のある区域においてのみ、暫定的に民衆セクターのテレビ事業に周波数を割り当てる。

第八六条

本法令の施行日前に、国家電気通信事業委員会が仏暦二五四四年電気通信事業法令に基づき基礎的電気通信サービス及び社会サービスの普及を委託したテレビ事業の営業許可書取得者は、基礎的電気通信サービス普及及び社会サービスにおける原則、方法、要件についての国家電気通信事業委員会布告で定められたところに基づく期間が終了するまで、第五〇条に基づく基金への費用納入が免除される。

第八七条

本法令の施行日前に、仏暦二四九八年電波通信法令、仏暦二五四三年周波数割当及びラジオ・テレビ事業監督機構法令、仏暦二五五一年ラジオ・テレビ事業法令、及び仏暦二五四四年電気通信事業法令に基づき合法に発行された許可書は、期限が切れるまで使用でき、本法令に基づき発行された許可書であるものとみなす。このときコーソートーチャーは、許可書取得者が本法令、関連法律、及びコーソートーチャーが定めた原則に従うよう監督する。

周波数の保持または使用の権利を付与し、期限日を定めていない第一段に基づく許可書は、コーソートーチャーが定めた当該許可書の期限日が来るまで引き続き使用することができ、第八三条第三段の内容を準用する。

第八八条

本法令の施行日から120日以内に、コーソートーチャーはラジオ・テレビ事業法に基づく周波数使用許可書及び営業許可書を、タイ国公共放送機構に対し、本法令の施行日における事業の形態及び種類、サービス提供範囲に基づき発行する。

第一段に基づく許可書取得から追加する事業のための周波数使用は、周波数管理基本計画と合致していなければならない、コーソートーチャーから許可書を取得しなければならない。ここにおいてコーソートーチャーは公共の利益のために必要な何らかの要件を定めることができる。

タイ国公共放送機構の事業は、タイ国公共放送機構法と相反矛盾しない限りにおいて本

法令下に置かれる。

第一段に基づく許可書をまだ取得していない期間、タイ国公共放送機構は事業を継続することができる。

第八十九条

国家電気通信事業委員会事務局の事業、資産、権利、義務、債務、職員及び雇員、並びに予算金は本法令に基づきコーソートーチャー事務局に移管する。

第一段に基づき移る職員及び雇員は、コーソートーチャー事務局での地位に採用されるまで、それまで得ていたものと同じ月給、職位給または賃金、諸権益を受け、任命後にそれまでの月給または賃金を下回ってはならない。

職員もしくは雇員が雇用期間を定めていない規則または契約下に置かれている場合、当該期間規定がないことを第一段に基づく権益とはみなさない。

第九〇条

当初、本法令に基づきコーソートーチャーの任命があった日から90日以内に、本法令に基づくコーソートーチャー事務局長を任命する。

本法令に基づくコーソートーチャー事務局長がまだ任命されていない間は、本法令施行日前に就任していた仏暦二五四三年周波数割当及びラジオ・テレビ事業監督機構法令に基づく国家電気通信事業委員会事務局長が、コーソートーチャー事務局長の地位に就く。

第九一条

本法令の施行日にあった、仏暦二五四三年周波数割当及びラジオ・テレビ事業監督機構法令に基づく公益のためのラジオ・テレビ事業開発基金、公益のための電気通信事業開発基金の資金及び資産は、本法令に基づく機関に移管する。

第九二条

本法令の施行日にあった、総理府広報局の国家ラジオ・テレビ事業委員会の業務部署に係る事業、資産、権利、義務はコーソートーチャー事務局に移管する。ただし月給及び賃金のための予算金は総理府広報局に移管する。

第九三条

本法令施行日前に就任していた総理府広報局の国家ラジオ・テレビ事業委員会の業務部署の公務員及び雇員で、コーソートーチャー事務局の職員または雇員になることを望む者は、本法令の施行日から90日以内にその意思を文書で上司に伝えた時、コーソートーチャー事務局はコーソートーチャーが定めた原則に従い、その者をコーソートーチャー事務局の職員または雇員として採用する。このとき元の月給または賃金よりも低い待遇であつ

てはならない。当該期間内に意思を伝えなかった者については、総理府広報局に帰り職務に就く。

本法令に基づくコーソートーチャーがまだ発足していない間、第一段に基づくコーソートーチャーの権限は、仏暦二五四三年周波数割当及びラジオ・テレビ事業監督機構法令に基づき設置された国家電気通信事業委員会の権限とする。

第九四条

第九三条に基づく公務員の採用は、公務員退職一時金・年金法または公務員退職一時金・年金基金法に基づく地位廃止による退任とみなす。

第九三条に基づく雇員の採用は、地位廃止による退任、または過失なき解雇とみなし、雇員の退職一時金についての財務省規則に基づき退職一時金を受け取る。

第九五条

合法かつ本法令施行日に施行されていた仏暦二五四三年周波数割当及びラジオ・テレビ事業監督機構法令に基づき出された規則、規定、布告、または命令は、本法令と相反矛盾しない限りにおいて、本法令に基づく規則、規定、布告または命令が出されるまで有効とする。

(おわり)